

令和6年度 福島県立会津第二高等学校

前期選抜募集要項

〒965-0802 福島県会津若松市徒之町1番37号
福島県立会津第二高等学校
Tel(Fax)0242-27-3660

1 募集定員

定時制の課程(夜間) 普通科 40名

- (1) 特色選抜 定員40名の10%程度
- (2) 一般選抜 定員40名から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数

2 出願資格

出願資格については、次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）、又は中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者。
- (2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者。

3 出願方法・出願期間

(1) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。このとき、中学校長は前期選抜志願者名簿（県教育委員会作成の所定用紙）を添付する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 併願の取扱い

本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

(3) 出願期間

- ① 出願期間は、令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。
- ② 受付時間は、午後1時25分から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- ③ 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡をすること。

4 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会作成の所定用紙）
- ② 調査書

提出期間は、令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。

受付時間は、午後1時25分から午後4時までとする。

年齢 20 歳以上の者の調査書の提出は求めない。

- ③ 特色選抜志願理由書（本校作成の所定用紙で、本校ホームページよりダウンロードすること）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会作成の所定用紙）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会作成の所定用紙）
- (2) 上記(1)以外の者
- ① 入学願書（県教育委員会作成の所定用紙）
 - ② 特色選抜志願理由書（本校作成の所定用紙で、本校ホームページよりダウンロードすること）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会作成の所定用紙）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会作成の所定用紙）
- (3) 入学検定料
- 入学願書には、定時制の課程の入学検定料として、950円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

5 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（県教育委員会作成の所定用紙）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 提出の方法

志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

(2) 提出期間

令和6年2月15日(木)から2月16日(金)までとする。郵送の場合には、2月16日(金)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午後1時25分から午後4時までとする。

6 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日(金)から2月14日(水)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

(1) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先の変更を希望する場合は、次の手続きによる。

- ① 「前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願」（県教育委員会作成の所定用紙）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、

直接、本校校長に提出する。

- ② 本校から、「前期・連携型選拔出願先変更承認書」及び「前期・連携型選拔出願先変更連絡書」の交付を受ける。
- ③ 新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記「前期・連携型選拔出願先変更連絡書」を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記「前期・連携型選拔出願先変更連絡書」を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- ④ 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- ⑤ 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- ⑥ すでに交付を受けた受験票は返還する。

(2) 他の高等学校から本校へ出願先を変更する場合

上記(1)に準じた手続きをする。この場合、すでに納付した入学検定料との間に差額が生じても返還しない。

7 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（県教育委員会作成の所定用紙）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（県教育委員会作成の所定用紙）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

8 入学者選抜

(1) 学力検査

① 日程	令和6年3月5日(火)
受付	8:20 ～ 8:35
諸連絡	8:35 ～ 8:40
国語	9:00 ～ 9:50
数学	10:10 ～ 11:00
外国語（英語）	11:20 ～ 12:10
昼食	12:10 ～ 13:10
理科	13:10 ～ 14:00

② 会 場 本校

③ その他

ア 受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規を持参すること。ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。

イ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(2) 面接・特色検査

① 日 程 令和6年3月6日(水)

受 付 8:30 ～ 8:40

諸連絡 8:45 ～ 8:50

面 接(特色選抜・一般選抜)

9:00 ～

面接終了後、特色選抜志願者に対しては特色検査(作文)を実施する。

② 会 場 本校

③ その他

ア 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴムを持参すること。

イ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(3) 選抜方法

① 特色選抜

特色選抜志願理由書の内容、特色検査と特色面接の結果、調査書の審査結果、学力検査の成績を併せて資料とし、本校の特色や定時制課程の特性等に配慮しつつ、本校の志願してほしい生徒像を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性・意欲等を総合的に判定して選抜する。

○志願してほしい生徒像

本校は、会津地区唯一の夜間定時制普通科高校である。『民主的、文化的な社会の発展に寄与できる人間を育成する』と『社会の変化に自主的・意欲的に対応できる資質を育成する』、『たくましい体力と、他を思いやる豊かな情操に支えられた実践力を育成する』を教育目標としており、次の全てに該当する生徒を求める。

- ・働きながら真面目に勉学に励み、欠席することなく卒業まで頑張り続けたいという明確な意志を持っている者
- ・社会や学校のルールを守り、周りに迷惑をかけずに高校生活を送ることができる者
- ・入学後、学校行事、生徒会活動に積極的に取り組みたいという意志を持っている者

ア 特色選抜志願理由書

特色選抜を志願した動機・理由や自己PR等を志願者本人が記入する。

イ 特色検査

作文を実施する。与えられたテーマに対し、50分間で自分の体験や考えなどを600字以内にまとめる作文で、20点満点とする。

ウ 特色面接

- ・個人面接を実施する。面接については、段階評価する。
- ・特色選抜と一般選抜の併願をした者は、特色選抜の面接をもって一般選抜の面接も兼ねるものとする。

エ 調査書

- ・「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を2倍にしたものを加えて、195点満点とする。
- ・「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」については、記載内容を点数化し、55点満点とする。
- ・調査書の成績は「各教科の学習の記録」「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」を合計し、250点満点とする。

オ 学力検査

学力検査の成績は、各教科の満点を50点とし、合計250点満点とする。

カ 選抜資料の満点

全体の満点は、520点とする。

② 一般選抜

調査書の審査結果、学力検査の成績、面接の結果を併せて資料とし、本校の特色や定時制課程の特性等に配慮しつつ、本校の教育を受けるに足る能力・適性・意欲等を総合的に判定して選抜する。なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

ア 調査書

特色選抜に準ずる。

イ 学力検査

特色選抜に準ずる。

ウ 面接

特色選抜に準ずる。

9 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。選抜の一部が未完了となった者の取扱いについ

ては、この要項に示した「11 その他」の(1)に定めるところによる。

(2) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（県教育委員会作成の所定用紙）を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。

- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（県教育委員会作成の所定用紙）を交付する。

(3) 追検査等の日程 令和6年3月11日（月）

受 付 8:20 ～ 8:35

諸連絡 8:35 ～ 8:40

国 語 9:00 ～ 9:50

数 学 10:05 ～ 10:55

外国語（英語） 11:10 ～ 12:00

昼 食 12:00 ～ 12:50

理 科 12:50 ～ 13:40

社 会 13:55 ～ 14:45

面 接（特色選抜・一般選抜）

15:15 ～ 16:45

特色検査（作文）

17:00 ～ 17:50

※上記を基本とするが、一部の追検査のみを受験する場合は該当者に対して日程を個別に連絡する。

また、面接時間は受験者数により、繰り上げ、または繰り下げすることがあり、特色検査（作文）の開始時間はそれに応じて調整するものとする。

(4) 会 場 本校

(5) その他

- ① 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規を持参すること。ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。

- ② 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

- ③ 令和6年3月5日（火）の学力検査の際、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

10 合格者発表

- (1) 合格者を、令和6年3月14日（木）正午以降に、本校において発表する。

- (2) 合格者には合格通知書を交付する。その際、受験票を提示すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。
- (4) 可否に関して電話等での照会には応じない。

11 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

- ① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（県教育委員会作成の所定用紙）を令和6年3月7日（木）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた高等学校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（県教育委員会作成の所定用紙）を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「9 追検査等の実施」の「(2) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

- ② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

- (3) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（県教育委員会作成の所定用紙）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (4) 県外等からの出願及びこの要項に記載されていない事項については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

- (5) その他不明な点については、本校入試担当者へ問い合わせること。